

みずほ証券 CAPITAL MARKET LETTER

国家百年の計は教育にあり 日本学生支援機構のソーシャルボンド

(概要)

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO：Japan Student Services Organization）は、旧日本育英会時代の2001年より発行してきた財投機関債について、2018年9月よりソーシャルボンドのラベルで発行を続けています。憲法第26条の「教育を受ける権利」および教育基本法第4条に定める「教育の機会均等」の理念の下、奨学金事業を中心に、教育分野の執行機関として、SDGsのゴール4「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献していることは、国際的にも評価されています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大によって、学生生活の継続に支障をきたす学生等を支援するための緊急的な救済措置でも重要な役割を担っています。「学びの継続」は、将来の経済社会基盤を確保する観点からも極めて重要であることは言うまでもないでしょう。今回は、吉岡知哉理事長にご協力をいただき、JASSOが担う事業の社会的重要性について、あらためて考察します。

2020年7月22日

みずほ証券プロダクツ本部
シニアプライマリーアナリスト
香月康伸

本資料は情報の提供のみを目的としており、取引の勧誘を目的としておりません。投資の最終決定は投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。最後のページに本資料のご利用に関する重要な確認事項および留意点を掲載しています。なお、プライマリーアナリストは、リサーチ部門に所属する独立したリサーチアナリストではありません。

はじめに～ SDGs のゴール 4 の達成を支える奨学金制度

香月

ドイツのベルテルスマン財団と持続可能な開発ソリューション・ネットワーク (SDSN) は、毎年、各国の SDGs 達成状況を分析したレポート「SDG Index and Dashboards Report」を公表しています。最新の 2020 年のレポートでは、日本の SDGs ランキングは 166 ヶ国中 17 位と、前年より 2 つランクを落としたものの、引き続き上位に入っています。しかし、17 のゴールの内訳をみると、4 つに区分された最上位にあたる「達成できている」という評価は 3 つしかありません。ゴール 4 の「教育の質」、ゴール 9 の「産業と技術革新の基盤」、そしてゴール 16 の「平和と公正」です。実は、この形式で集計された 4 年間の実績をみると、常に「達成できている」に入っているのはゴール 4「教育の質」だけです。ここの評価項目は、識字率や初等教育進学率など、主に開発途上国の問題に係る指標に加え、「高等教育の修了率」や「OECD の国際学習到達度調査 (PISA)」なども含まれており、この点でも日本は高い評価を得ています。しかも、最初の 2015 年調査では、日本の「高等教育修了率」は OECD のなかでトップ評価でした。なお、ゴール 4 が最高ランクとなっているのは、2019 年調査では日本を含めて 8 ヶ国、2020 年調査でも 15 ヶ国しかありません。この結果は、SDGs の視点でみると、日本の奨学金制度が「持続可能な教育環境」を支えるうえで優れた成果を生み出していることを示しているといえます。

今回は、ソーシャルボンドの発行体であり、我が国の教育分野の政策執行機関である独立行政法人日本学生支援機構の吉岡知哉理事長にご協力をいただき、現在の政策的な取り組みについてお話をうかがいます。吉岡理事長、よろしくお願いいたします。まずは日本学生支援機構のご紹介をお願いいたします

吉岡理事長

はい。よろしくお願いいたします。独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO) は日本学生支援機構法に基づき設置されている独立行政法人です。業務には、奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業の 3 つがありますが、奨学金事業が予算額全体の約 98% を占めております。この奨学金事業では、貸与奨学金の年間の貸与者は約 130 万人 (学生の 2.7 人に 1 人)、貸与額は約 1 兆円に達しております。また、2020 年 4 月より、給付奨学金の大幅拡充とともに各学校が実施する授業料等の減免制度の創設からなる「高等教育の修学支援新制度」が始まりました。

JASSO では、憲法第 26 条および教育基本法第 4 条に定める「教育の機会均等」の理念の下、意欲と能力のある学生等が、経済的理由により修学を断念することがないように、しっかりと取り組んでまいります。

留学生支援事業については、外国人留学生の受入れと、日本人留学生の派遣の両面が



吉岡知哉 理事長

ら学資の支給、留学情報の提供等を行っております。外国人留学生数は 31.2 万人（2019 年度調査）、日本人留学生数は 11.5 万人（2018 年度調査）に達するなか、グローバル化の進展、外国人材の受入れ拡大等の動向もふまえ、留学生交流のさらなる推進を図ってまいります。

■奨学金事業の政策的位置づけ

〔教育を受ける権利〕

日本国憲法第26条

- すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

〔教育の機会均等〕

教育基本法第4条

- すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

出所：日本学生支援機構 IR 資料

香月

ありがとうございます。憲法、教育基本法で奨学金事業の政策的位置づけが明確であることは、サステナブル・ファイナンスの視点ではとても重要となります。のちほど、ソーシャルボンドの取り組みについても教えていただきたいと思いますが、第三者評価機関が充当事業の社会性を評価する際に、「社会から要請されている」ことを裏付ける必要があります。その最適なものが、法律で謳われていることになるのですが、憲法に書かれているというのは、事業の社会性を判断するうえで極めて強固に感じます。ところで、新型コロナウイルス感染症では、各方面でさまざまな対策がとられていますが、学生への支援も重要な社会課題といわれています。今回、JASSO は、奨学金に係る支援と学生生活に係る支援を実施されているとうかがっておりますが、どのような支援策なのか教えてください。

新型コロナウイルス感染症への対応

吉岡理事長

はい。まずは新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるアルバイト収入の減少などにより学生生活の継続に支障をきたす学生等を緊急に支援するため、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』制度が創設されました。JASSO が政府から補助金を受けて、住民税非課税世帯の学生には 20 万円、それ以外は 10 万円を支給いたします。対象者は国公私立大学（大学院含む）・短大・高専・専門学校（日本語教育機関を含む）の学生で（留学生も含む）、約 43 万人を想定した措置です。対象となる学生は、JASSO ではなく、大学等で審査を行い、そのリストを受けて JASSO が支給を実施する形になります。

香月

海外では、ソーシャルボンドやサステナビリティボンドのなかでも、新型コロナウイ

ルス対策を資金使途とした「コロナ対策債」も多く発行されています。その資金使途の多くが、直接ヘルスケア分野に関するものではなく、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小・零細企業の資金繰り融資や、雇用対策といったプロジェクトで占められています。学生生活の支援継続を目的とした『学生支援緊急給付金』は、仮にその財源が市場で調達されたのであれば、「コロナ対策債」の 카테고리になるだろうと、お話をうかがって感じました。ところで、この制度では、どのような学生が対象となるのでしょうか。

吉岡理事長

この給付金創設の目的は、経済的理由により修学の継続が困難となる学生を支援するものです。したがって、家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その収入が大幅に減少していること、既存の支援制度との連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っていることなど、文部科学省が設定した複数の要件を満たした学生になります。最終的には、大学側が学生の自己申告状況等に基づき総合的に判断を行うことになっていますが、「学びの継続」は、将来の経済社会基盤を確保する観点からも極めて重要であると考えています。もともと、大学とのシステムの繋がりがありますので、支給に関しては、迅速に実行できております。

香月

ありがとうございます。今の「学びの継続は、将来の経済社会基盤の確保に重要」という理事長のお話は説得力がありますし、「人的資本論」を思い出します。シカゴ大学のマイケル・グリーンストーン教授らの研究で、株式や債券などへの金融投資から得られる平均利回りよりも、大学進学への投資から得られる利回りのほうが大きいという実証分析があります。大学進学への利回りは 15%で、株式投資は 7%と、かなりの差でした。米国の研究ですし、データの期間や社会構造の変化もあって、現在の日本にそのままあてはまるものではないでしょうが、本質は変わらないと思います。しかも、教育投資は、本人だけでなく周囲、社会への影響が生じる点、つまり「人的資本の外部性」が大きいので、政策的にも重要性が極めて高いはずで、日本でも「子どもの貧困の社会的損失」という切り口でさまざまな分析がみられます。例えば、貧困環境にある子どもたちが、貧困層ではない一般の子どもと同じ割合で高校・大学へ進学し、同じように就職した場合、給与所得者の収入総計だけでなく、社会保険料などの納付金が兆円単位で増加するという分析などがあります。つまり、経済的な理由で、しかも今回のように一時的なショックで修学が継続できない学生さんが大量に生じることになれば、社会的な損失が長期間にわたって、日本の経済社会に影響してしまうことになってしまうのでしょうか。続いて、給付金に加えて、JASSO が実施している奨学金事業での支援策はいかがでしょう。

吉岡理事長

給付奨学金のケースと、貸与奨学金のケースにわけてご説明いたします。まず、給付奨学金ですが、従来より、予期できない事由により家計が急変し、緊急に支援の必要がある場合、在学生を対象として給付奨学生の支援対象となる制度がございます。この事由というのは、例えば、生計維持者の死亡や事故または病気、失職、被災などが挙げられるのですが、今回、新型コロナウイルス感染症に係る影響により家計が急変した場合であって、急変後の所得の見込みによる一定の要件を満たすことが確認され

れば、給付奨学金の支援対象となります。次に貸与型奨学金の場合ですが、すでに、「高等教育の修学支援新制度・貸与奨学金の家計急変採用」や「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』が実施されているところではありますが、経済的困難な学生等が安心して学業を継続できるよう、更なる支援策として緊急的に一定期間（令和3年3月まで）、特別の貸与を行う「緊急特別無利子貸与型奨学金」事業を実施することといたしました。この奨学金は、第二種奨学金（有利子）制度を活用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子にて貸与されます。要件としては、第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしていること、申込時点で、第二種奨学金の貸与を受けていないこと、家庭から多額の仕送りを受けていないこと（仕送り額が年間150万円以上ではないこと）、生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと、本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少（前月比50%以上減少）したことをすべて満たすことが求められます。



意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することがないように支援するとともに、留学生交流の促進・支援や障害のある学生等への大学等における学生支援の充実に資するため、各種の学生支援事業を総合的に実施しています。そのなかで、奨学金とは別ですが、未来を担う学生への支援を一層充実させるため、寄附金の募集も実施していますが、今回、新型コロナウイルス感染症対策を目的とした寄附金も募集いたしました。

香月

「緊急特別無利子貸与型奨学金」は、第二種奨学金制度を活用されるとのことですので、日本学生支援債券の資金用途として対象になりますね。すでに奨学金を返還中、またはこれから返還を開始する場合でも、支援が必要になると思います。従来から減額や返済猶予といった支援策が準備されていますが、これは新型コロナウイルス感染症対策でも活用されるのでしょうか。

吉岡理事長

はい。そのとおりです。もともと、経済的な理由により奨学金の返還が困難になった方については、①減額返還制度、②返還期限猶予制度、そして③返還免除制度を実施しています。①の減額返還制度は、一定期間、割賦金を減額しつつ減額返還適用期間に応じて、返還期間を延長する制度です。災害、傷病、その他経済的理由により奨学金の返還が困難な方の中で、月々の約定金額を減額すれば返還可能である方が対象になります。割賦金を2分の1にする制度に加え、3分の1にする制度も加わりました。②の返還期限猶予制度は、災害、傷病、経済困難、失業などの返還困難な事情が生じた場合に、願出により返還期限を猶予する制度で、適用できる年数は通算で10年となります。そして③の返還免除制度は、死亡、精神・身体の障害によって返還ができな

なくなった場合に、願出により返還を免除する制度です。

そして、今回の新型コロナウイルス感染症に関しては、上記の①減額返還制度と②返還期限猶予制度での支援が可能です。収入基準等の条件を満たし、審査により承認されることが条件となりますが、証明書類が準備できない場合でも、7月まで対応策を講じております。

ソーシャルボンド発行へのチャレンジ ～ 百年後の日本をつくる債券

香月 新型コロナウイルス感染症の対策についてうかがってきましたが、奨学金事業の社会性にお話を移したいと思います。「国家百年の計は教育にあり」といいますが、教育は社会政策であり経済政策であり、そして安全保障にも関わる事業といえそうです。英国のトニー・ブレア元首相が、国が取り組むべき3つの優先課題は、「教育、教育、そして教育だ」と発言したことは有名ですが、教育こそが究極の成長戦略といえるのかもしれませんが。日本人は古くから教育については熱心な国民性といいますが、市場でも時々「米百俵の精神」という言葉を耳にします。

吉岡理事長 「米百俵の精神」は、2001年、小泉純一郎元首相が最初の所信表明演説の結びで引用されたことで有名になりました。北越戊辰戦争に敗れ窮状に陥った長岡藩に対して、支藩の三根山藩から見舞いとして米百俵が贈られたのですが、長岡藩の文武総督小林虎三郎は、それを藩士に分配せず、国漢学校をつくって書籍や用具を購入することにします。「分配しても一人当たりいくらにもならないこの百俵を元にして学校を建てるのが、戦後の長岡を立て直す一番確かな道だ」と、米を求めて詰め寄る藩士たちを説得するシーンは、山本有三の戯曲「米百俵」の見せ場といわれています。

この国漢学校は漢学だけでなく、歴史、洋学、地理、物理、医学までも学ぶことができ、身分に関係なく誰でも入学できたそうですが、この藩校をルーツとして流れをくむ学校から、明治憲法の起草に尽力した法学博士の渡邊廉吉、日本人初の解剖学教授で人類学者の小金井良精、東京帝国大学総長の小野塚喜平次、司法大臣の小原直、明治の代表的な洋画家の小山正太郎、外交官で漢学者の堀口九萬一とその子で詩人の堀口大学、連合艦隊司令長官の山本五十六ら、近代日本の発展に貢献した人材が多く輩出したとされます。

「人材こそが最大の資源」という小林虎三郎の精神は、日本人の教育観に大きな影響を与えたといえるでしょう。

香月 まさに「人的資本」の概念を実証する事例のようですし、市場関係者のなかにも教育政策に関心を持っている方も多いようです。そうしたなか、JASSOは2018年9月より、ソーシャルボンドを継続的に発行しています。これまで、合計で2,400億円の発行実績ですが、このソーシャルボンドの概要をご紹介しますでしょうか。

吉岡理事長 日本育英会時代の2001年より、「第二種奨学金」を資金用途とする財投機関債を継続的に発行しておりましたが、2018年9月より、その財投機関債をソーシャルボンドのラベルで発行しています。ICMA（International Capital Market Association：国際資本市場協会）のソーシャルボンド原則に準拠している旨のセカンドオピニオンを、フラン

スに拠点を置く ESG 評価機関であるヴィジオアイリス (Vigeo Eiris) から取得しております。日本でのソーシャルボンドは、独立行政法人国際協力機構 (JICA) による発行が先行していましたが、国内の社会的課題に対応するソーシャルボンドは国内公募債としては初めてでありました。

ソーシャルボンド発行に至ったきっかけは、投資家からのご要望があったことありますが、我々の事業の社会貢献性を第三者に評価してもらったうえで、投資家に広く理解を深めていただき、今後の安定調達に繋げていきたいという想いもありました。

■ソーシャルボンドフレームワーク

1 資金の使途

- 日本学生支援債券で調達した資金は、「第二種奨学金の在学中資金」として充当されます。
- 第二種奨学金の貸与事業は、国連の持続可能な開発目標 (SDGs) の内、目標4「すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。」の達成に貢献します。



2 プロジェクトの評価と選定のプロセス

- 奨学生の採用プロセスは、学校長からの推薦の上、本機構が選考により実施しています。奨学生の選考に際しては、人物、学力及び家計の各基準について、業務方法書の規定に基づき、総合的に判断しています。
- 第二種奨学金の貸与基準は、第一種奨学金に比べて緩やかな基準となっています。原則として、基準を満たす申請者全員に対して貸与することとしています。

3 調達資金の管理

- 日本学生支援債券の発行日は、第二種奨学金の送金日の2営業日前に設定しており、調達額全額が充当されるため、未充当資金が生じることはないスキームとなっています。

4 レポーティング

- 独立行政法人通則法第32条に基づき、毎事業年度、業務実績等報告書を作成し、文部科学大臣の評価を受けています。
- 毎事業年度、財務諸表等を作成し、文部科学大臣の承認を受けています。



出所：日本学生支援機構

香月

日本学生支援債券は短い年限の債券が中心ですが、「国家百年の計は教育にあり」を念頭に、「百年後の日本をつくる債券」と呼ばせてもらっています。実際に、ソーシャルボンド発行を続けてこられて、投資家からの反応や、社内外の評価に手応えはございますか。

吉岡理事長

はい。6月末時点で33社の投資家から投資表明をいただいております。IR活動を通じた投資家とのコミュニケーションでは、ESG投資の機会が増えているとはいえ、SDGsターゲットの4番になかなか貢献する手段がないため、JASSOのソーシャルボンドは大変貴重との意見や、次世代の社会を担う人材の育成に貢献することで持続可能な社会を実現していきたい、また活用できる天然資源の少ない我が国では、人材育成が何より重要な課題、といった声を拝聴することがあります。

多くは、日本国憲法および教育基本法に定められる「教育の機会均等」の達成に資するものであり、我が国の教育面の課題解決に貢献しているとの意見が寄せられています。また、複数の評価機関の候補から、ヴィジオアイリスを選定した大きな理由は、資金使途のプロジェクトだけでなく、JASSOの事業全般およびガバナンス体制も評価対象に含まれるという点でした。

「ESGパフォーマンスのレベル (環境、社会、ガバナンス) は、全体として良好な水

準にある」と評価していただき、その背景についても詳細なコメントを記述していただいております。このセカンドオピニオンは起債のたびに取得しており、JASSO のホームページで開示しております。

香月

債券レベルだけでなく、組織・事業全体の ESG 評価を取得するとご判断された発行体は、まだ数少ないと認識しております。しかも、起債のたびにそのオピニオンが更新されているのは、発行体の ESG 評価を重視する投資家にとって歓迎される取り組みだと感じます。我々も、ヴィジオアイリスのセカンドオピニオンを拝見しておりますが、客観的で、理解が深まるコメントとの印象を持っています。例えば、資金使途である第二種奨学金は、一定の条件を満たせば原則としてすべての申請者が奨学金の貸与を受けることができることから「教育の機会均等の実現に寄与する」「債券の発行は同機構の使命に直結するものであり、持続可能な発展に貢献するものであると考えられる」という視点は、奨学金が社会的に重要であるというだけでなく、どのように重要なかについての示唆を与えてくれます。また、第二種奨学金以外でも、返還の必要がない給付奨学金制度の実施は「社会からの要請への対応」と表現しており、貸与奨学金の回収についても、「制度の持続可能性や将来の奨学金申請者の便益を保護する観点から、その回収率を一定の水準以上に保つことが必要である」との見方は極めて現実的で、多くの市場参加者に理解されやすいものでしょう。

ところで、理事長は長く教鞭を取られ、また、立教大学総長、日本私立大学連盟副会長、文部科学省中央教育審議会委員などを歴任され、さまざまなお立場で教育現場を見てこられました。金融の市場関係者とは異なる視点で、どのように SDGs を見ることができのでしょうか。

ESD (Education for Sustainable Development) ～ Think globally, Act locally

吉岡理事長

実は SDGs よりもずいぶん早くから、教育分野では ESD という概念が提唱されてきました。“Education for Sustainable Development”の略で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。2002 年に、日本が国際社会に向けて提案した新たな教育理念です。これは、環境、貧困、人権、平和、開発といった課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む (think globally, act locally) ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。つまり、ESD は持続可能な社会づくりの担い手を育む教育で、実際に授業で行われてきたものです。したがって、教育現場から見れば、SDGs は極めて自然の流れでしょうし、学生たちにとっても身近なテーマに感じるのではないのでしょうか。むしろ、いまの学



吉岡知哉 理事長

生たちは社会課題に高い関心を持っています。東日本大震災をはじめ、さまざまな災害などを見てきたことから、自分も何かをしなくてはいけない、人のために何か役に立ちたい、と考える学生はとて多いです。ボランティア活動、例えば障がい者支援施設などでの活動を経験した学生たちは、見違えるほど成長して帰ってきます。

香月

SDGs については、金融は遅れていると感じることがこれまでもありましたが、ESD はSDGs よりもずいぶん早くから、しかも日本が提唱していたとは存じませんでした。理事長、最後に投資家のみなさんにひとこといただけますでしょうか。

吉岡理事長

JASSO は、文部科学大臣から 5 年間で期間とする目標（中期目標）を与えられ、その達成に向けて運営を行っており、平成 31 年 4 月からは第 4 期中期目標期間にはいったところですよ。

グローバル化が進展し、ICT や AI をはじめとする科学技術が急速に進歩するなかで社会は変容を続け、高等教育もそこで学ぶ学生の生活も大きく変わりつつあります。JASSO といたしましては、国および大学等の関係機関とも十分に連携しつつ、奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業という三本柱の事業を、ますます充実させていきたいと考えております。

繰り返しとはなりますが、奨学金事業については、「教育の機会均等」の理念の下、意欲と能力のある者が、経済的理由により修学を断念することがないように、今後もしっかりと取り組んでまいります。

留学生支援事業については、グローバル化の進展、外国人材の受入れ拡大等の動向もふまえ、留学生交流のさらなる推進を図ってまいります。

学生生活支援事業については、近時におけるインターンシップ・就職活動をめぐる動向や、障害のある学生等の増加等を踏まえ、キャリア教育・就職支援、障害のある学生等への支援を中心に、現状を調査・分析しつつ、大学等における好事例の収集・提供や、教職員に対する研修等を行いました。これからも、大学等における学生生活支援の充実を促進してまいります。

これらの事業の充実を図るに当たっては、利用者の視点に立ち、絶えず事業内容の改善を図るとともに、学生・生徒はもとより、保護者、学校関係者、ひいては国民の皆様方に対し、より分かりやすく、丁寧に広報活動を行ってまいります。

高等教育の重要性が増すなか、学生支援のナショナルセンターとしての JASSO の社会的役割はますます大きくなりつつあると自覚しております。皆様方におかれましては、今後とも格別のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

香月

吉岡理事長、ありがとうございました。

本資料は情報提供を目的としたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。ここに記載されているデータ、意見などはみずほ証券が信頼に足り、かつ、正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、みずほ証券はその正確性、確実性を保証するものではありません。また、ここに記載された内容は、事前連絡なしに変更することがあります。なお、本資料の著作権はみずほ証券に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

金融商品取引法に係る重要事項

債券の価格は、市場の金利水準の変化や発行者の信用状況等によって変動しますので、償還前に換金する場合には、損失が生じるおそれがあります。また、外貨建債券は、為替相場の変動等によっても損失が生じるおそれがあります。なお、債券の利金・償還金の支払いについて、発行者の信用状況等によっては、支払いの遅滞・不履行が生じるおそれがあります。債券を当社との相対取引によりご購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

外貨建商品等の売買等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。

商号等 みずほ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

広告審査番号: MG5210-200722-03